

Ⅲ 指定の変更・廃止等について

3 指定更新申請

指定指令書に指定期限（新規指定または更新から6年）が記載されていますので、期限までに指定更新の手続きを行う必要があります。

栃木県では原則として、各事業者に指定更新のお知らせ等はしておりませんので、指定有効期限は各事業者において管理してください。

※指定期限を過ぎた場合は給付費の請求ができなくなりますので御留意ください。

栃木県では指定更新申請の提出の締切りを指定期限の前月末としておりますので、期日までに提出をお願いします。

必要書類は栃木県ホームページをご覧ください。